

令和2年度 町税等納期限カレンダー

	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
令和2年 5月		全期・1期 6月1日 月	全期 6月1日 月			
6月	全期・1期 6月30日 火					
7月		2期 7月31日 金		全期・1期 7月31日 金	全期・1期 7月31日 金	全期・1期 7月31日 金
8月	2期 8月31日 月			2期 8月31日 月	2期 8月31日 月	2期 8月31日 月
9月		3期 9月30日 水		3期 9月30日 水	3期 9月30日 水	3期 9月30日 水
10月	3期 11月2日 月			4期 11月2日 月	4期 11月2日 月	4期 11月2日 月
11月		4期 11月30日 月		5期 11月30日 月	5期 11月30日 月	5期 11月30日 月
12月	4期 12月28日 月			6期 12月28日 月	6期 12月28日 月	6期 1月4日 月
令和3年 1月				7期 2月1日 月	7期 2月1日 月	7期 2月1日 月
2月				8期 3月1日 月	8期 3月1日 月	8期 3月1日 月

問 税務課収納対策班 ☎84-1212

町税の滞納処分を強化しています

町税は、定められた期限(納期限)までに納税者のみなさんに納めていただくものです。

納税が遅れた場合、納期限までに納めた方との公平性を保つため、さまざまなペナルティが課されます。

滞納すると

- ①延滞金が発生します。
- ②財産(給与・預貯金・不動産等)の差押え・公売などの強制処分を受けます。
- ③町のさまざまな補助制度を受けられない場合があります。
- ④国民健康保険加入者の場合、被保険者証の代わりに「資格証明書」が発行され、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を自己負担していただくことになります。

延滞金

滞納税額を計算の基礎として、納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて計算します。

※延滞金の利率は年により異なります

◎令和元年の利率

▶納期限の翌日から1か月を過ぎるまでの期間→年2.6%

▶それ以後→年8.9%

延滞金を計算する際の利率はかなり高く、思いもよらない高額になることもあります。うっかり忘れてしまった場合でも、納期限に間に合わなければ延滞金が課されますので、納め忘れにご注意ください。

問 税務課収納対策班 ☎84-1212

納税相談

災害や病気などで納税が困難なときは、1年間を限度に納期限の延長や分割納付などの納税の猶予制度が利用できます。督促状を放置したりせず、納期限内に納税できない事情のある方はご相談ください。

相談日 ▶平日 午前8時30分～午後5時15分
▶休日 毎月第2・第4日曜日(要事前予約) 午前9時～正午

持参するもの 収支の状況が分かる書類(直近の3か月程度の収入・支出の明細など)、印かん